

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
河川法（昭和39年法律第167号） 第26条第1項	工作物の新築等の許可	河川課

1 審査基準は、別添の行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日付け建設省河政発第52号建設省河川局長通達）に定める基準を審査基準とする。

2 標準処理期間は、10日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。